

基本構想

1. 基本理念
2. 津山市をとりまく環境と課題
3. 目標年次
4. まちづくりの目標
5. 目標人口
6. まちづくりの大綱
7. まちづくりの推進方策

東小5年 安田 結さん



1. 基本理念

歴史と文化を継承、創造し、すべての人がお互いを尊重するまちづくりを基調として、活力に富み安心して住みつづけることのできる地域社会を築くため、自立・自助の考え方を基本に、心をかよわせ、ともに支え合い、市民と行政がパートナーシップで行動する、21世紀型地域社会システムによるまちづくりを進めます。

活力と安心のまちづくり

自立・自助のまちづくり 共創・協働のまちづくり

2. 津山市をとりまく環境と課題

第4次総合計画は、1市3町1村の合併により誕生した新生「津山市」の5つの地域が1つの自治体として、時代の変化に対応し、地域特性を活かした新たなまちづくりを進めるための指針を示す総合計画となります。

これからの社会経済環境の変化を想定し、持続可能な本市のあり方と将来へ向けて飛躍するための課題は次のとおりです。

(1) 地方分権の進展

地方分権の推進により国と地方公共団体、都道府県と市町村の関係が見直され、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方自治体が処理するという考え方に基づく取り組みが求められています。また、国が進めている三位一体の改革（注）により、地方の財政構造は大きく変化しようとしています。

そうした中、簡素で効率的な組織体制の整備や職員の資質向上など都市経営基盤を強化する必要があります。

また、自己決定・自己責任の考え方に基づいて、地域の実情や市民のニーズを的確に反映させ行政運営が求められ、市民の主体的な参画によるまちづくりを進める必要があります。

(2) 少子高齢社会・人口減少社会の到来

近年の出生率の低下は、少子化さらには人口減少社会を招き、税や社会保障における負担の増大や地域社会の活力の低下など、将来のわが国の社会経済に、広範で深刻な影響を与えることが懸念されています。

核家族化、女性の社会参加や生活様式の多様化により、子育て環境が大きく変化していることから、家庭・地域・学校などが連携して子育て支援や若者定住化などに取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていかなければなりません。

また、高齢者がその知識、経験や意欲を活かし、いきいきと活躍できる社会環境を整え、健康で長生きできる地域社会を築いていくことが求められています。

(3) 安心・安全への意識の高まり

近年の地震や風水害の頻発により、自然災害に対する市民の安心・安全への意識が高まり、あ



らゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。

また、犯罪の無差別化や凶悪化、低年齢化が進んでおり、地域社会の連帯意識の希薄化やモラルの低下が背景にあるといわれています。

子ども、高齢者、障害者をはじめとするすべての市民が、安心して、安全、快適に暮らすことができるよう、地域コミュニティを再生強化し、市民がともに助け合い、支え合うまちづくりを進めていく必要があります。

（４）環境問題の深刻化

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、二酸化炭素の増加による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、森林の減少と砂漠化など地球環境問題を顕在化させてきました。

地球環境の保全は、今や市民の責務であり、これまでのリデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の取り組みの強化やエネルギーの効率的利用などを進め、持続可能な循環型社会の形成を図っていくことが求められています。

また、市民は豊かな自然とのふれあいや美しい景観など潤いのある生活環境を求めており、市民、行政、企業が環境に配慮した新たなライフスタイルや産業・経済活動の定着を図っていくことにより、自然を大切にしたいまちづくりを実現していく必要があります。

（５）高度情報化の進展

ＩＴ革命（注）の進展により、いつでも、どこでも、どこへでも、自由に双方向で情報の受発信を可能とする社会になりつつあります。こうした情報のボーダレス化（注）は、個人のライフスタイルから地域社会はもとより、国家、さらには地球規模での社会の変革をもたらすものと予測されています。地域社会における情報基盤の整備が市民生活に欠かせないものとなってきており、将来のユビキタス社会（注）に対応しうる基盤整備と活用が求められています。

（６）産業構造の変化

わが国は、大きな産業構造の変革期にさしかかっており、本市においても、林業の衰退、農業の担い手の高齢化、中心商店街などでの小売業の衰退、工業製品出荷額と従業員数の減少等の問題を抱えています。

産・学・官・民の連携による技術革新や地域資源を活用した地域ブランド製品の開発を進め新産業の創出を図るとともに、戦略的な企業誘致により魅力的な産業集積を行い、地域の産業基盤の強化を図り、雇用の場の確保を行って若者の定住を促進していく必要があります。

また、豊かな自然と歴史に彩られた観光資源のネットワーク化などにより観光を重要な地域産業として育成していく必要があります。

（７）交流と連携の進展

交通・通信網の発達により、人・もの・情報の交流が活発化し、日常生活圏や経済圏は拡大しており、広域的な地域間の交流と連携がますます重要となっています。

また、国際化が急速に進展し、経済の本格的グローバル化（注）とボーダレス化が進行しており、外国人就労者が増加するなど、国際化が地域社会の隅々まで浸透し、国際交流の内容が変化してきています。

交流と連携の主体は市民であり、市民一人ひとりが心かよう地域間交流や国際交流を進め、連携して地域の活性化に努めていく必要があります。

3. 目標年次

この基本構想は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年次とする10ヵ年計画とします。

4. まちづくりの目標

(1) めざすまちの姿

キラめく未来 人と自然が活きるまち

(2) 都市像

笑顔かがやく健康福祉都市

誇りかんじる教育文化都市

元気あふれる産業振興都市

自然ゆたかな環境共生都市

心やすらぐ安全快適都市

5. 目標人口

本市の人口は、平成27年（2015年）には、107,000人になるものと想定します。

6. まちづくりの大綱

「都市像」を「まちづくりの大綱」により大別し、体系的にまちづくりを進めます。

(1) 子育て支援と健康福祉の充実

子どもを生み育てる喜びを感じられるような地域社会の形成をめざし、家庭、地域、学校などが連携を図り、多様なニーズに対応できる総合的な子育て支援を推進します。

また、地域の人々とのつながりのなかで、子どもがいじめ、虐待や犯罪から守られ、のびのび



と健やかに育つ環境づくりを進めます。

すべての市民が生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる健康長寿社会を築くため、豊かな人間性を育む食育の推進や、乳児期から高齢期を通じた健康づくりを進めるとともに、生涯現役社会、ノーマライゼーション（注）のまちをめざして、高齢者、障害者の社会参加のための環境を整えていきます。

（２）人づくりと文化の振興

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、地域に活力と夢と希望を与え、明るい未来を築くエネルギーとなります。子どもたちが主体性を持ち、お互いの人権や価値観を尊重しあえる豊かな心を育み、個性豊かで伸びやかな成長をめざして、青少年の健全育成に取り組むとともに、確かな学力を培う教育を推進します。

市民一人ひとりが学習を深め、いきいきと暮らすことは、地域の活力を高めるとともに、魅力あるまちづくりにつながります。芸術文化の創造と多様なスポーツの振興など、市民の学習環境の整備を進めます。

また、歴史的、文化的資源の保存や活用に努め、歴史と文化あふれる「つやま」を全国に発信するとともに、市民が地域に誇りと愛着が持てるまちづくりを進めます。

（３）産業振興と雇用の創出

産・学・官・民の連携により、津山ブランド、オンリーワン産業の育成を進め、新たな産業創生や技術革新を担う人材の育成に取り組みます。

担い手育成をはじめとする農業の振興、林業の復興に取り組み、地域資源を活かした広域連携型観光を推進します。また、戦略的な企業誘致や地場企業の育成、魅力ある商業地の形成を図るなど、地域産業の再編に向けた総合的な産業振興に取り組み、雇用の場の創出をめざします。

（４）美しい自然と快適空間の形成

市民が豊かで潤いのある生活をおくり、訪れた人にも魅力と心地よさを感じるまちとするため、人と自然が共生したゆとりと安らぎのある生活空間を形成していくことが求められます。

地域の豊かな自然環境に配慮した質の高い都市環境の整備を進め、自然美あふれる生活環境を後世に引き継いでいきます。

また、人と自然にやさしいまちづくりをしていくため、資源のリサイクルやエネルギーの効率的な利用などに努め、環境負荷の少ない循環型社会をめざします。

（５）安全な暮らしと都市基盤の整備

災害、犯罪、事故から市民の生命、財産を守り、安心して暮らすことのできる地域社会を築くため、警察、消防など関係機関と連携して施設、設備の充実や体制整備を進めるとともに、地域住民による自主防災・防犯組織の育成など、防災、防犯、交通事故対策を進めます。

また、子ども、高齢者、障害者をはじめ、すべての人にやさしいまちへの取り組みとして、ユニバーサルデザイン（注）のまちづくりを進めます。

県北の拠点性を高めるための広域的な道路や、域内交通の円滑化を図るための地域連携道路、生活関連道路を組み込んだ機能的で効率的な道路交通ネットワークを形成します。また、高度情報化社会に対応した情報通信網の整備を進め、人・もの・情報の流通ルートの拡充を進めます。

7. まちづくりの推進方策

「めざすまちの姿」を実現していくため「まちづくりの大綱」のもとに、さまざまな政策や事業を市民とともに推進していきます。その際の行政のとりべき行動原理や原則を「まちづくりの推進方策」として掲げ、効率的な都市経営を推進します。

（１）市民と行政との新たな関係づくり

地方分権の時代にふさわしい、市民主役のまちを実現するため、行政情報の提供と公開を積極的に行い、その共有化を図るとともに、男女共同参画を推進し、市民、NPO（注）、事業者等と行政が役割分担をして、共創と協働によるまちづくりを進めます。

また、市民が住み慣れた地域で安心して住み続けるには、ともに助け合い支えあっていくコミュニティづくりが必要です。地域コミュニティの強化やボランティア組織の育成等、市民活動の活性化に取り組み、自助・共助を重視した地域づくりを進めます。

（２）効率的な行財政運営

合併効果を最大限に活かし、限られた財源の効果的配分を図るため、行政全般にわたる事務事業の見直し、既存施設の有効活用、経費の節減、PFI（注）の活用など民間活力の導入や財政の健全化に取り組み、簡素で効率的な都市運営をめざした行財政改革を進めます。

また、地方分権や多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ適切に対応するため、機能的な組織づくりを進めるとともに、時代の変革に即応できる職員資質の向上に努めます。

（３）広域の交流と連携

県北をリードする中心都市として、広域的な交流と連携に積極的に取り組み、それぞれの個性と魅力を活かした、豊かで活力のある地域社会づくりを推進します。また、国・県などとの協力のもとに広域の一体的発展をめざして、基本構想の実現に努めます。



弥生小2年 石橋 巧也さん

